

(参考資料) 論点整理で示された主な意見

1. 訴権の範囲

項 目	主な意見
(1) 訴権の種類	
差止請求権	
ア．基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・訴権の種類を差止請求権とすること、又は、差止請求権に限定することに対しては賛成である。 ・団体訴訟制度は、全く新しい制度であり、濫用等のマイナス面についても検討しておく必要がある。
イ．法的性格	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の保護法益や消費者と消費者団体の関係について整理する必要がある。 ・差止請求権の保護利益に関しては、消費者の利益なのか消費者団体の利益なのかを明示した方が良い。 ・差止請求権の法的性格は、消費者団体固有の利益を認めて実体法上の権利とすべきである。 ・制度が社会全体のためになる制度という観点からは、消費者団体の利益を保護するという考え方には違和感がある。 ・権利能力等を有さない消費者集団の利益を保護するために、法技術的に、消費者団体に保護利益を創設するとも考えられる。
損害賠償請求権	
ア．議論の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・差止請求権と損害賠償請求権は一体的に検討されるべきであり、なぜ議論しないのかを明確にすべきである。 ・なぜ検討の対象を差止請求権に限定するのか明らかにすべきである。
イ．最終報告における取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求権の機能や性格に言及すべきである。 ・損害賠償請求権について最終報告において何らかの言及をすることに賛成。 ・損害賠償請求権が持っている積極的な意義について認め、踏み込んで評価すべきである。 ・被害の未然防止という観点からも損害賠償請求権のもつ意味は大きく、なるべく早く検討する旨を明示すべきである。 ・損害賠償請求権の実現に向けて検討を続けていく旨を明記すべき(立法時期の条件付き)。 ・損害賠償請求権が差止請求権とは性質が異なるものであることを明記しておく必要がある。
ウ．今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・不当利得の吐き出し等に関してしっかり議論の整理がなされない限り、損害賠償請求権の導入は困難ではないか。 ・消費者個人に発生する損害賠償請求権をいかに実現させていくかという課題は司法インフラの整備等のテーマではないか。 ・損害賠償請求権が司法制度改革で全てカバーしきれぬかは疑問であり、消費者団体訴訟制度の枠組みのなかで検討することは意義がある。

項 目	主な意見
(2) 訴権の内容	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法を中心に考えとしても、具体的にはどのような範囲を対象とするのか。 ・場合によっては対象となる条項に付加的な要件を課す必要があるか検討すべき ・消費者契約法の努力義務について、一定の配慮をお願いしたい。 ・消費者契約法の他に民法90条や消費者保護のための法令も対象として検討する必要がある。 ・民法が対象外となるのであれば、制度としてインパクトが弱くなってしまっているのではないか。 ・消費者基本法との関係についても言及すべき。
対象となる事業者の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な契約条項と不当な勧誘行為は差止の必要性、根拠、合理性等が異なるのではないか。 ・不当な契約条項と不当な勧誘行為の両方とすべき。
ア．不当な契約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・約款に限定せず、契約条項自体を対象とするとともに、契約条項の使用推奨行為も対象とすべき。 ・認可約款を差止の対象とするかどうか。
イ．不当な勧誘行為	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な勧誘行為は差止をする必要性が高い。 ・「組織的」な不当勧誘行為について、どのように定義するのか。 ・不当な勧誘行為について、広告・表示に対してどの範囲まで差止の対象にできるかが今後の検討課題。 ・不当な勧誘については、一般条項を設ける必要性もある。 ・不当な勧誘行為については厳格な定義が必要であり、一般条項のようなものは望ましくない。 ・禁止されるべき行為はあくまで不当な勧誘行為であり、マニュアル等と異なった勧誘方法も対象となりうる。 ・不当な勧誘の場合、勧誘者と事業者の関係について整理が必要である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者のなかにも、強い消費者と弱い消費者がいるので、なるべく弱い消費者を基準にして検討すべき。 ・本制度は、抽象的な判断によって差止をすることから、事例によって合理性の判断が異なる個別事例の判断に影響がでる。 ・国際取引に関して、どの範囲が対象となるのかということも検討課題となる。

2. 適格団体の在り方

項 目	主な意見
(1)適格団体の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の利益の擁護を図るため、消費者の視点に立って活動することを期待されているという消費者団体の意義をふまえると、消費者利益代表性が要件の中心的な事項となるのではないか。 ・消費者利益代表性について、消費者の嗜好は多様であり、消費者を「適切に」代表しているかどうか重要なのではないか。
団体の目的	
ア．基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・定款等に規定される団体の目的は、消費者の保護を図る活動など総括的な内容が通常記載されている。 ・団体の目的に苦情相談が規定されていることは、必要ないのではないか。 ・苦情相談等、被害救済のための活動については、団体の目的として定款に記載されているかどうかではなく、活動実績で見るべき。
イ．営利目的の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の団体は消費者を攻撃する可能性があるので除外すべき。 ・営利を目的としない団体に訴権を認めることは重要である。
ウ．その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有しない団体でも、規約等から団体の目的を判断しうるのではないか。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の活動実績等は適格要件を検討するための素材となる。 ・苦情相談について、継続的に情報収集するという活動実績は必要である。 ・組織として継続的に苦情相談を行っていなくても、適確に情報を収集し、実質的な活動の中で苦情処理を行える力があればよいのではないか。
団体の規模	
ア．基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の規模については、消費者利益代表性のひとつの指標となりうる。 ・消費者団体の規模が消費者利益代表性を示すか疑問であり、むしろ、継続的な活動の基盤を示すもの、人的基盤の要件として考えられるのではないか。 ・団体の会員数と消費者利益代表性は直結する問題ではないのではないか。団体の会員数は、訴権行使基盤の観点から、一定数の人数が必要といえるのではないか。
イ．一定数以上の会員数	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数については、一定規模の要件を求めた方がよいのではないか。 ・会員数よりも、有効なガバナンスがなされているかどうか重要であって、会員数が少ないだけで適格団体からもれるのは問題ではないか。
ウ．その他	<ul style="list-style-type: none"> ・下部組織の会員数を含めて考える道を残すべき。 ・消費者被害はひとつの地域に限定的に発生するというよりも、他の地域と関連していることを勘案すれば、消費者被害の防止を図る消費者団体の活動地域を一義的に定義することは難しく、要件とすべきではない。 ・全国規模でなく、地域で活動している団体にも訴権行使を認めるべきである。

項 目	主な意見
事業者等からの独立性	
ア．基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・営利団体からのコントロールがあってはならないので、事業者からの独立性を求めることは妥当。
イ．事業者等の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体自身が財政基盤を確保するために事業を行うこともある。「営利目的の事業者」のように事業者等の範囲を整理することが必要。 ・消費者団体が自ら個別取引に関連していることが現状でも多く、要件の設定の仕方によっては、消費者団体が、ライバル企業に対して訴訟を提起することが論理的に可能となってしまう、問題がある。
ウ．その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの独立性を考慮するにあたっては、連結子会社の判断基準として用いられる実質的支配基準、東証の上場基準等が参考になるのではないかと。
法人格の要否	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有していない消費者団体が多いという現状をふまえると、法人格を要件とすべきではない。 ・法人格を有する団体から適格性を有する団体に訴権を認める方がよい。 ・事業者との事前交渉を促進する観点からも、法人格は必要である。
人的基盤、財政基盤、組織運営体制	
ア．人的基盤・財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤を考慮するよりも人的基盤のほうが大切なのではないか。 ・財政基盤については、財政的な透明性が確保されることは最低限必要。
イ．組織運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体であっても訴権を行使する消費者団体には、外部監査等によってアカウントビリティを果たすことやディスクロージャーの充実など、適切なガバナンスが維持されることが重要。 ・差止請求権という新たな権利を付与する制度であり、消費者団体のガバナンスという観点からも、きちっとした要件設定をすべき。
暴力団等の排除	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等の排除は明文で定めるべき。 ・暴力団等の排除は必要であるが、濫訴を防止するためには不当な団体を広く含めるように記述すべき。

項 目	主な意見
(2)適格要件への適合性判断	
適格要件への適合性を判断する主体	
ア．適格要件の判断主体	<p>(行政が適格要件への適合性を判断すべきか否か)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所が適格性を判断するという制度設計ではうまく機能しないのではないだろうか。団体の適正なガバナンス等、要件適格性が維持されているかどうかについては行政によるモニターが適している。 <p>(裁判所の判断を併用するという考え方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の行政の審査制度に賛成であり、また、裁判所でも判断できるような抜け道を作ることは反対である。例外を設けることは、訴訟前の事前交渉の促進を損ねかねないし、訴権の濫用につながりかねない。 ・行政による事前の判断には基本的に賛成。ただし、個別の訴訟ごとに、裁判所が団体の適格要件該当性を判断する方法も併用すべきである。 ・事前の行政による認定制度に基本的に賛成であるが、事前の認定を得ていない団体でも早急に訴訟を起こせるよう、裁判所での認定制度の道も残されていてもよいのではないか。
イ．行政が適格要件を判断する場合の審査主体	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の事前認定制については、判断する主体である「行政」としてどういう機関を想定するかが重要だ。第三者委員会のような機関を設定することも考慮に値するのではないだろうか。 ・事前審査主体は、公平性・中立性を備えた機関であることが重要。
適格要件への適合性を判断する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・適格要件の適合性を判断する方法として、団体の実体・実情に踏み込んで判断すべき。
事後的担保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の適正なガバナンス等、要件適格性が維持されているかどうかについては行政によるモニターが適している。 ・行政が消費者団体を過度に監視するのも問題であり、行政によるチェックで適格性を担保していくかどうかについては慎重に議論すべきである。
(3)適格要件に適合すると認められた場合でも、訴権行使を制限される場合	<p>(一般論として)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格性を認められた団体であっても、個別の事案においてはその訴訟で守るべき消費者の利益を代表しているとはいえないケースも発生しうる。このような場合、個別の訴訟で裁判所が不適格と判断することも必要ではないか。 <p>(活動地域に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体が活動している地域からかけ離れたところで当該団体が訴権を行使することが認められるかどうかについて、議論が必要ではないか。 <p>(専門分野に特化した団体に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格団体は消費者問題全般を取扱っている消費者団体にのみ訴権を認め、狭い利益を代表する団体は認めないという制度設計にするか、あるいは、「専門店型」の団体がその目的を超えて訴訟を提起することを排除するような仕組みをつくる必要がある。 ・特定の分野に活動が限られているから訴権を行使できないというのは違和感がある。専門分野に特化した団体にも、適格性がある場合には訴権行使が認められるべきではないか。 <p>(係属中に適格団体の要件が欠けた場合に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の認定後、事後に要件が欠けた場合、事業者は個別訴訟において、適格性がないことを争うことができるのか、裁判所がそれを判断できるのか、あるいは裁判所はその判断について行政庁に差し戻すのか、という問題点もある。

3. 消費者団体訴訟制度における訴訟手続の在り方について

項 目	主な意見
(1)適格消費者団体相互の関係について	
既判力の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の請求権が団体固有の権利であると考えれば、原則通り当事者のみに及ぶとすべきである。弊害等も適格団体の要件に関わってくる問題であり、訴権の濫用のおそれについても、裁判所において権利濫用の一般法理で回避できると考えられる。 ・既判力の範囲について特段の措置を講ずる必要はない。ある消費者団体がうまく訴訟追行できずに敗訴した場合に消費者全体が不利益を被るという事態は望ましくなく、一つの団体が敗訴しても他の団体が提訴できることを可能にしておく必要がある。 ・争っていない当事者に既判力を及ぼすことは難しいと考える。 ・適格団体の要件と密接に関わるものであり、特別な規律を置く必要性は低いと考えられる。
同時複数提訴の可否	
ア．基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・団体固有の権利ならば他の消費者団体が提訴することは可能と考えるのが自然である。 ・事業者の立場からすれば、相当数の適格消費者団体ができた場合には、さみだれ式に訴訟を起こされることに対する懸念はあり、何らかの調整を検討すべきではないかと考える。
イ．同時複数提訴による弊害への対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同時複数提訴に対しては管轄に関してある程度絞り込んだ上で、移送や併合をすることで対処できるのではないかと。 ・同時複数提訴を規律する方法としては、後訴を却下することや、移送・併合、さらに併合でも併合強制、裁量併合等が考えられる。消費者団体に対する適正な権利行使のための行為義務を法律上訓示的に規定するといった、より緩やかな規律でも対処は可能であると考えられる。
請求の放棄、和解等の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の自主性に任せる法制度とすべき。 ・和解等の過程を透明化することによって、馴れ合って不当な和解を成立させるといった懸念を避けることはできるのではないかと。 ・他の消費者団体が別途争うことができれば、特に制限をする必要はない。 ・適格要件が適切に設定されていれば弊害も考えられないので、特別な規律を置く理由はない。 ・消費者団体訴訟制度において、裁判所の後見的な関与が必要となるのではないかと。

項 目	主な意見
(2)差止判決の実効性確保	
判決の援用制度の導入	
ア．援用制度の有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・個別消費者の利益の保護のためには有益であり、導入すべきと考える。 ・判決の実効性を確保するためにどのような制度が適切かを考えると、援用制度は分かりやすいものと考えられる。 ・援用制度の有用性は個別の訴訟で使われるだけでなく、訴訟外でも差止判決ができた契約条項を含む契約について、事業者が消費者に履行を迫った場合に、消費者はその履行を拒むことができる等、訴訟外解決を促進する点にもある。 ・確定判決前に締結された契約につき事業者が有効性をなお主張するような場合については援用制度の必要性が高い。 ・判決が確定したことを援用の前提とするのであれば、最高裁まで争われるような訴訟では判決の確定まで長い年月を要し、また、全国各地で同種の訴訟につき有効・無効が分かれたとすると、個別の訴訟において混乱が生じるおそれがある。 ・現実的には保全処分の利用が中心となり、確定判決まで至ることは少ないことが予想されるため、援用制度の実際の必要性も低いのではないかと思われる。
イ．援用制度運用上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・援用制度は魅力的ではあるが、主文のあり方や既判力の範囲と関連させて考えると難しい面もある。消費者契約法の規定に反する契約条項には一部を無効とするという考え方があり、こうした規定に反するとして差止を求められた判決において、契約条項のどの部分までが無効になるかが分からないからだ。 ・援用制度を導入するのであれば、消費者団体も裁判所も援用を念頭においた行動が求められる。
判決の周知・公表等	
ア．必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・判決の公表制度はぜひ導入すべきである。 ・団体訴訟制度が、消費者全体の利益擁護を図る観点から新たに創設されるものであることをふまえると、判決の公表制度は設けるべきと考える。
イ．手段	<p>(事業者による公表について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の請求に基づき、判決の主文の中で、事業者が主体となって公表することを命じるような形とするのがよいのではないか。 ・一律に法文で規定するのではなく、裁判所の判断として判決の主文で事業者に命ずることを可能としてはどうか。 ・消費者団体から差止請求と併せて事業者の負担による公表の請求をするのが適当と考える。 <p>(裁判所による公表について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表の仕方としては裁判所による公表が望ましい。 ・裁判所が官報で公表したとしても、読む人は少なく、情報が莫大であることから、現実的な方策の検討が望ましい。 <p>(公的機関による公表について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的機関による情報提供、例えば、国民生活センターに情報を集約して、それに消費者団体がアクセスできる仕組みを整えれば有益に働くのではないか。 ・判決の周知公表については、その前提として情報の集約が必要。判決のみでなく、訴えを提起したことについての情報を集約し、その情報へのアクセスを可能とすることも意味がある。

項 目	主な意見
(3)制度運営の円滑化	
事前交渉の義務づけの可否	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉の範囲の判断の難しさや、交渉に時間を取られて個別被害の救済が遅れる等の弊害を考えると、義務づける必要はない。 ・法的に義務づける必要はないと考える。あえて義務づけなくとも、警告・事前交渉で迅速な解決を求めるのが一般的になると考えられる。また、事前交渉に対応するふりをして事業者が時間稼ぎをし、その間に被害が拡大することも懸念される。 ・法的に義務づけることは難しいというのは理解できるが、訴訟の提起前に交渉によって迅速に解決される工夫を検討すべきである。
管轄裁判所の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘が行われた地、契約が行われた地等の行為地を管轄とすべきではないか。 ・被告の事業地のみを管轄とすると困難な事態が生じるのではないかと。少なくとも問題となる行為が行われた地域は管轄として認める必要がある。 ・当事者の便宜を図り、事業者の営業地だけでなく、不当な契約や勧誘が行われた地、またそのおそれのある地についても認めるべきだ。 <ul style="list-style-type: none"> ・一箇所に集約できる状況が望ましい。専門的な知識も要求されることから、特定の裁判所に集中させる特別管轄も考えられるのではないかと。 ・同時複数提訴に関する事業者の懸念に配慮するならば、管轄をある程度絞りこむことも考えられる。
訴額の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・算定不能とすべきと考える。
(4)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者と事業者の間には情報力等の格差は解消しないと思われる。この格差の存在をふまえた議論が必要である。 ・適格消費者団体が訴権を行使する際に、訴権行使にふさわしい事件を適切に選別できるようなシステムを考える必要があるのではないかと。 ・消費者団体が事業者から約款や勧誘マニュアル等を入手できる方法が確保されることも、制度を有効に機能するために必要と考える。 ・他の適格消費者団体の訴訟への参加も広く認め、様々な立場の消費者が加わることも必要であろう。 ・制度全体の実効性の観点から、消費者団体に対する情報支援、財政支援について議論をする必要があるのではないかと。 ・制度を実効的に運用するためには、国民生活センター等の情報の利用等についても議論すべきと考える。